

民法改正って何？実はとっても身近で大切なこと

18歳成人で何が起こる？みんなで理解を深めよう



成年になる年齢が18歳に引き下げられるということは、成人式の問題だけじゃない！高校生が消費者被害に遭わないよう、きちんと学びましょう。



2021年 10月9日（土）

10:00~12:00

講師：丹野 駿吾氏（弁護士）



オンライン（Zoom）定員：90名

参加費：無料

申込期間：9月6日（月）～10月6日（水）

（要申込 応募者多数の場合抽選）

申込み：メールのみ nakusukai.05@saitama-k.com

件名を「10/9 学習会申込」とし、以下必須事項を記載してください

①お名前・フリガナ ②緊急時連絡先（なるべく携帯電話）

問合せ先：メール（申込先と同じ）または電話

048-844-8972 平日10時～16時・土日祝休

留守番電話になっていることがあります。

お手数ですがおかけ直してください

なくす会では、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に役立てるために、消費者トラブルの情報提供を受け付けています

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容が虚偽・誇大ではないか？
- キャンセル料がとても高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！
- 理由に関わらず、解約・返金できないと言われた！
- トラブルになって事業者に連絡したが「一切責任を負わない」「一切返金しない」との規約をたてに、受け付けてもらえない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★下記へトラブル情報をお寄せください★★★

電話 048-844-8972 (平日 10時~16時)

Fax 048-829-7444

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html>

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



内閣総理大臣認定

適格消費者団体・特定適格消費者団体

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

あなたのご寄付で活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄付金で成り立っています。消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！

個人正会員：3000円/年

個人賛助会員：1000円/年

【寄付金の振込先はこちら】

郵便振替口座 00140-4-357445

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

(通信欄に「寄付金」「ご住所、お名前、電話番号」をご記入ください)



適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン Tel 188 (いやや) (0570-064-370)